

主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人森山庸躬の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない（控訴審の判決に控訴趣意書記載の控訴趣意を引用した場合、その控訴趣意書を判決書に添付しなければならないものではない〔昭和三二年三月一四日第一小法廷判決・刑集一一巻三号一〇八〇頁参照〕）。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四六年九月一六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	一
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	関	根	小	郷